

くるみのアレルギー表示が 義務化されました!

～経過措置期間は令和7年3月31日までです!～

くるみによるアレルギー症例数の増加等を踏まえ、特定原材料として新たに「くるみ」が追加されました。

「特定原材料」 8品目



えび



かに



くるみ



小麦



そば



卵



乳



落花生
(ピーナッツ)

消費者庁作成パンフレット「外食・中食事業者の皆さんへ 食物アレルギーのお客様との会話で困った経験はありませんか」より一部抜粋

これまでアレルゲンとして「くるみ」を表示していなかった場合は、速やかに表示を行いましょう。

また、特定原材料に準ずる「**カシューナッツ**」については、現在、木の実類の中でくるみに次いで症例数の増加等が認められていますので、可能な限り表示をお願いします。

食品表示に関する消費者庁HPリンクはこちら

- ・ 食物アレルギー表示に関する情報
- ・ 食品表示法等(法令及び一元化情報)

